

企画県土警察常任委員会資料

(平成22年3月2日)

- 1 地方自治法施行60周年記念貨幣等のデザインに関する検討等について
【政策企画総室】・・・・・・・・1ページ
- 2 広島バスセンターでの「まるごと鳥取ポスタージャック」の実施について
【広報課】・・・・・・・・2ページ
- 3 JR岡山駅地下街での鳥取県の魅力発信写真展の実施について
【広報課】・・・・・・・・3ページ
- 4 鳥取環境大学の改革に向けた取り組みの状況について
【青少年・文教課】・・・・4ページ

企 画 部

地方自治法施行60周年記念貨幣等のデザインに関する検討等について

平成22年3月2日
政策企画総室

地方自治法施行60周年を記念し、平成23年度前半に発行されることとなった、記念貨幣等（鳥取県分）のデザイン素材（モチーフ）案について検討するため、下記のとおり地方自治法施行60周年記念貨幣等のデザインに関する鳥取県検討会（第1回）を開催しました。

記

- 1 日時 平成22年2月22日（月）午後5時～6時30分
- 2 場所 県庁第3応接室（本庁舎3階）
- 3 議題
 - (1) 記念貨幣等（鳥取県分）の発行について
 - (2) デザイン検討（モチーフ案の候補）について※基本テーマ（デザインコンセプト）：「鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観」
- 4 検討委員
石谷 孝二 （鳥取大学地域学部附属芸術文化センター長）
植木 誠 （鳥取県デザイナー協会会長）
田中 仁成 （株式会社新日本海新聞社執行役員・営業事業部営業局長）
西村 裕子 （鳥取県広報連絡協議会編集主幹）
渡里 彰造 （鳥取県写真家連盟会長）
藤井 喜臣 （鳥取県副知事）
- 5 第1回検討結果
 - 千円銀貨幣は、基本テーマに沿って、「鳥取砂丘」及び「浦富海岸」を主要候補とし、県民意見募集を踏まえ、鳥取県らしい豊かな色彩を配したデザインとなるような素材を選定する。
 - 五百円及び記念切手（郵便事業会社）は、基本テーマに限定されず、県民意見募集を踏まえ、鳥取県の代表的な風景や歴史的文化財等を中心に素材を選定する。
- 6 今後のスケジュール（予定）
 - ・平成21年度
 - 2月22日（月） 鳥取県検討会（第1回）・（モチーフ案の候補について）
 - 3月上旬～中旬 県民意見募集
 - 3月23日（火） 鳥取県検討会（第2回）・（モチーフ案の選定について）
 - ・平成22年度
 - 4月下旬 造幣局提出期限
 - 6月 鳥取県検討会（第3回）・（造幣局作成のデザイン案について）※最終的なデザイン及び発行時期等は、造幣局及び財務省において決定される。

広島バスセンターでの「まるごと鳥取ポスタージャック」の実施について

平成22年3月2日
広 報 課

春の行楽シーズンに向けて広島方面で今年の鳥取県的话题をPRするため、下記のとおり広島バスセンターの広告枠全てを独占する「まるごと鳥取ポスタージャック」を実施します。

広島バスセンターは、広島県のバスネットワークの拠点として、1日およそ3,300台の発着台数を誇る西日本屈指のバスターミナルです。広島市中心部に位置し、通勤・通学をはじめ旅行や出張に1日およそ37,000人の利用があり、多くの方にインパクトのあるPRが展開できるものと期待されます。

なお、広島バスセンターで広告枠全てを借り切るのは、鳥取県が初となります。

記

- 1 期 間 3月1日(月)～3月20日(土)
- 2 場 所 広島バスセンター(広島市中区基町6-27)
- 3 概 要

(1) 広告枠

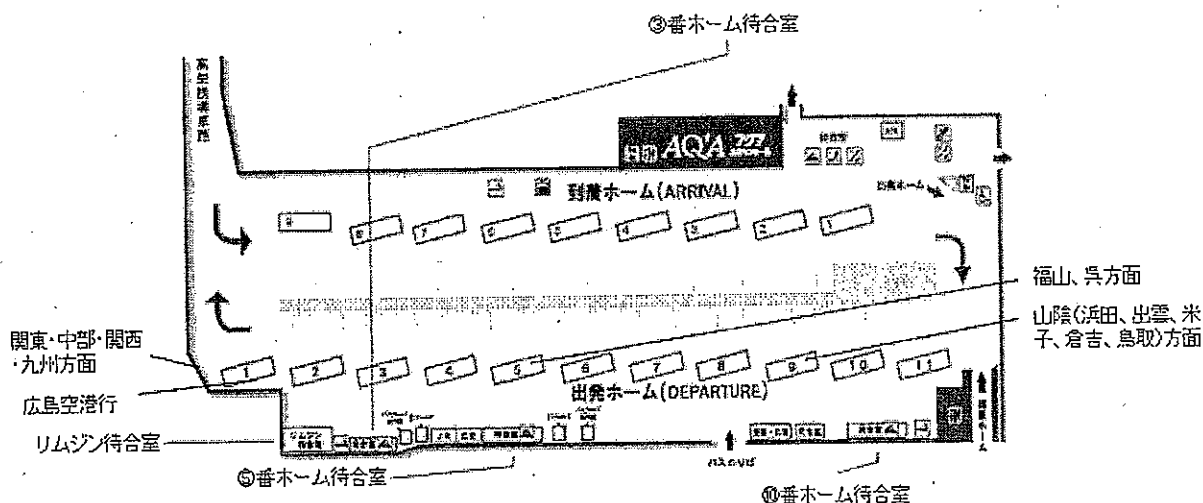
- ア 枠 数 広島バスセンター出発ホーム待合室(4か所)ポスター枠 計23枠
- イ サイズ 1枠あたりB1(タテ1030mm×ヨコ728mm)

(2) 掲示内容

場 所	枠数	ポスター	関連事項
リムジン待合室	6枠	浦富海岸	世界ジオパークネットワーク申請中の山陰海岸
③番ホーム待合室	5枠	鳥取千年往来	<鳥取県の観光イメージ全般>
⑤番ホーム待合室	6枠	砂の美術館	第4期展示(4月29日～平成23年1月10日)
⑩番ホーム待合室	6枠	鬼太郎列車	「ゲゲゲのふるさと鳥取」誘客キャンペーン

(3) その他

ポスター掲示期間中は、鳥取県関係のPRチラシも乗車券等発売窓口付近に設置されます。



J R岡山駅前地下街での鳥取県の魅力発信写真展の実施について

平成22年3月2日
広 報 課

春の行楽シーズンに向けて岡山方面で鳥取県の魅力をPRするため、下記のとおりJ R岡山駅前地下街「岡山一番街イルカの広場」において、鳥取県写真コンクールの入賞作品等による写真展を実施します。

J R岡山駅は京阪神や山陰・四国などとの交通の拠点で、駅前の地下街は中四国地方屈指の規模を持つ地下商業施設です。また、主要な施設や建物への連絡通路の役割も担っており、平日、休日を問わず1日を通して多くの人通りがあります。イルカの広場は、同地下街の会場や休憩、待ち合わせ場所となっており、多くの方に鳥取県の魅力を紹介できるものと期待されます。

なお、同広場での写真展の開催は、昨年に引き続き2回目となります。

記

- 1 期 間 3月25日(木)～3月29日(月)
- 2 場 所 J R岡山駅前地下街 岡山一番街イルカの広場(岡山市北区駅元町一番街地下)
- 3 概 要
 - (1) 展示内容
 - ・ 鳥取県写真コンクール入賞作品の写真パネル 50点程度
鳥取砂丘、浦富海岸など山陰海岸の魅力を表現した写真
大山、中海の魅力を表現した写真
 - ・ 三徳山の写真パネル 数点
 - ・ 投入堂の模型
 - (2) その他
 - ・ 情報収集のためのアンケートを実施(協力者全員に粗品、抽選で温泉宿泊券のプレゼント)

鳥取環境大学の改革に向けた取り組みの状況について

平成22年3月2日
青少年・文教課

鳥取環境大学において、2月25日（木）に業務運営理事会が開催され、「学部・学科改編等準備委員会」の調査検討内容や「大学運営改革委員会」の設置などが協議され、以下のとおり、鳥取環境大学の改革に向けた取り組みが行われることになりました。

1 学部・学科改編等準備委員会の調査検討の基本的な方向と進め方

学部・学科改編の基本的な方向は、現行の学部・学科を経営系と環境系の学部・学科に改編することとし、具体的な入学定員、教育内容等の調査検討を行う。

* 第1回委員会は3月上旬を予定

(1) 委員会のメンバー

- ・委員 7名 [委員長：東樋口 護 副学長]
- ・事務局員 4名
- ・アドバイザー 数名（外部の有識者を今後委嘱予定）

(2) 調査検討事項

- ・今後の学部・学科改編等

2 大学運営改革委員会の設置

魅力ある大学づくりを推進するため、大学運営全般にわたって改革を推進するために設置。

(1) 委員会のメンバー

- ・委員 7名 [委員長：古澤 巖 学長]
- ・アドバイザー （外部の有識者を今後委嘱予定）

(2) 検討事項

- ・授業の改善（授業評価アンケートの活用 等）
- ・評価制度の導入（大学運営全般）
- ・学生のアメニティ向上（部活動、食堂、下宿、通学等） 等

3 経営改善への取り組み

支出見直しによる経営改善の方策を検討する。

学部・学科改編等準備委員会設置要項

鳥取環境大学

1 目的

この要項は、鳥取環境大学改革検討委員会から提出された報告書に記載された課題並びに学長から提出された本学の今後のあり方などについて調査検討するため、理事会の下に学部・学科改編等準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、下記の事項について調査検討を行い、理事会にその結果を報告する。

- (1) 今後の学部・学科改編について
- (2) 鳥取環境大学改革検討委員会から提出された上記以外の課題について

3 組織

- (1) 委員会は、委員8人以内で組織する。
- (2) 委員は、役員・教職員の中から理事長が任命する。
- (3) 理事長は、必要に応じて外部の有識者をアドバイザーとして委嘱することができる。アドバイザーは、委員長の求めに応じて意見を述べるものとする。
- (4) 委員会に事務局を置き、事務局員は事務職員の中から理事長が任命する。

4 任期

委員及び事務局員の任期は1年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

また、委員及び事務局員は再任されることができる。

5 委員長

- (1) 委員会に委員長を置き、委員の中から理事長が指名する。
- (2) 委員長は、会務を総理する。委員長に事故あるとき、委員長が欠けた場合には、あらかじめ理事長が指名した委員が職務を代理する。

6 雑則

- (1) この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長の了解を得て、委員長が定める。
- (2) この要項の改廃は、理事長の承認を得て行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年2月9日から施行する。

大学運営改革委員会設置要項

鳥取環境大学

1 目的

この要項は、鳥取環境大学（以下「本学」という。）の基本理念に沿って、学生にとってより一層魅力ある大学にするため、大学運営改革委員会（以下「委員会」という。）を理事会の下に設置することを目的とする。

2 検討事項

本学は学生への教育が最重要な責務であることを再確認し、その責務達成のための具体的な施策を委員会で立案し、理事会にその結果を報告する。

(1) 授業の改善

（責任担当コマ数の設定、FDの充実、授業評価アンケートの活用等）

(2) 大学運営会議と各種委員会の権限整理

(3) 評価制度の導入

(4) 就業規則の点検、服務規律の徹底

(5) 大学運営事務の習熟と効率化（SDの活用などによる）

(6) 学生のアメニティ向上

（部活動、食堂、下宿、通学等）

(7) 就職支援体制の充実

（早期支援、資格取得支援、企業・地域との連携）

(8) その他目的を達成するための施策

3 組織

(1) 委員会は、委員8人以内で組織する。

(2) 委員は、役員・教職員の中から理事長が任命する。

(3) 理事長は、必要に応じて外部の有識者をアドバイザーとして委嘱することができる。アドバイザーは、委員長の求めに応じて意見を述べるものとする。

4 任期

委員の任期は1年とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

また、委員は再任されることができる。

5 委員長

(1) 委員会に委員長を置き、委員の中から理事長が指名する。

(2) 委員長は、会務を総理する。委員長に事故あるとき、委員長が欠けた場合には、あらかじめ理事長が指名した委員が職務を代理する。

6 雑則

(1) この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、理事長の了解を得て、委員長が定める。

(2) この要項の改廃は、理事長の承認を得て行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成22年2月25日から施行する。